

確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

三重県 最低賃金

令和8年
10月1日^{から}
時間額

1,143 円

前年比
56^{UP}
円

月給の人でも日給の人でも自分の時間額を計算してみよう

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



最低賃金に関するお問い合わせは
三重労働局または
最寄りの労働基準監督署へ

三重労働局 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



業務改善
助成金

最大600万円を助成

中小企業
事業者の
皆さんへ

